

災害時における動物救護活動に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県獣医師会（以下「乙」という。）とは、県内で発生した災害時において、被災した動物や、その飼い主及び飼養管理者（以下「飼い主等」という。）に対して必要な支援を行うために実施する動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、災害時に甲と乙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、乙と県内市町村との間で、災害時の動物救護活動に関する協定を締結している場合は、乙と当該市町村の協定内容を優先するものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管されている動物で、被災したもの（以下「被災動物」という。）とする。

2 この協定書において「負傷動物」とは、飼い主等が不明な動物で、災害による負傷等により治療が必要な動物とする。

なお、飼い主等が判明している動物は、原則として飼い主等が自ら飼育動物の診療施設にて治療させることとする。

（相互協力の内容）

第3条 相互協力の活動内容は、次に掲げる事項とし、甲が必要と認めたときは、甲が乙に活動を要請し、甲乙が連携して活動するものとする。

- (1) 飼い主への啓発
- (2) 被災動物の保護、搬送及び飼養管理並びに動物救護施設の設置・運営
- (3) 避難所から動物救護施設への動物の受入れ
- (4) 動物に関する相談の実施
- (5) 被災地域の飼い主等からの受託動物の飼養管理
- (6) 行政が行う規制区域内などに残された動物への給餌活動の支援
- (7) 負傷動物の治療
- (8) 収容した動物の飼い主等への返還
- (9) 収容動物等の新しい飼い主探し等の調整
- (10) 関係団体等への支援の要請
- (11) その他必要な事項

(要請手続等)

第4条 第3条の活動の要請については、次の事項を明らかにして、甲が別に定める文書により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期日又は期間
- (5) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

2 甲は、前項の規定により活動の要請を行った後に重要な変更が生じたときは、その都度、また、その活動が必要でなくなったときには、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(活動の履行)

第5条 乙は、第4条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 本協定に基づき実施した動物救護活動で使用する備品、飼料、医薬品及びその他必要な資材等の費用については、動物救護活動終了後に、甲乙が協議して定めるものとする。

ただし、所有者又は占有者が判明した動物については、原則として、その者に当該動物の飼養管理等に要した経費負担を求めるものとする。

2 乙は、企業等からの寄付物品等を活用することにより、経費の負担を軽減するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあつては愛知県健康福祉部保健医

療局生活衛生課、乙にあつては公益社団法人愛知県獣医師会事務局とする。

ただし、甲において、部局の改変等により名称が変更になった場合には、当該業務を引き継いだ担当課が連絡窓口業務を行うものとする。

- 2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。
- 3 甲と乙は、災害時の連絡体制について、平時から明確にするものとする。
- 4 甲と乙は、連携体制の確認等のため、少なくとも年1回以上連絡会議を開催するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は協定の成立した日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了日までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更について何らの意思表示がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目7番9号
公益社団法人愛知県獣医師会
代表理事 清水 敏光